

## 第10期第5回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日時 令和元年9月2日(月)14時～15時30分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員(会長)、今井委員(副会長)、廣田委員、中里委員、太巻委員、渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、嶋村委員、河原委員、阿子島委員、関委員、笠原委員、佐藤委員、平野委員、有馬委員、沢村委員、岩瀬委員、かとうぎ委員  
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料  
資料1 子育て支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について(練馬子ども家庭支援センター)  
資料2 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について(商品券事業担当課)

### 6 会議の概要

#### (1) 諮問第6号

子育て支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について

#### (2) 報告事項

目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について

### 7 発言内容

(以下敬称略)

(会長) 定刻になりましたので、ただ今から第10期第5回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様にはご多忙のところ、お暑い中ご出席いただき、ありがとうございます。始めに、新しい委員の方の就任および事務局の人事異動について、ご紹介いたします。情報公開課長、お願いします。

(情報公開課長) ——— 新任委員の紹介および事務局の人事異動の報告 ———

(会長) それでは早速、本日の議事に入ります。お手元の資料をご覧ください。本日の議題は、電算結合に係る諮問が1件、目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用に関する報告が1件の、合計2件となります。案件の説明をする際は、着席したままで結構です。それでは、電算結合に係る諮問について、ご説明をお願いします。

(練馬子ども家庭支援センター所長) ——— 子育て支援に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料1に基づき説明 ———



(会長) 私から質問しますが、インターネット予約は便利ですが、慣れていない人にとっては使いづらいところもあるかと思います。手続きの方法として、紙媒体での申込みと併存するのか、完全にインターネットでの予約に移行してしまうのか、どちらですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) 窓口における紙媒体での申込みでも大丈夫です。

(会長) そうすると、書類による申込みとインターネットによる申込みと両方できるという理解で良いですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) そのとおりです。

(委員) インターネットによる予約と窓口での個別の申込みによる予約も受けるということですが、先ほどの説明だと個別申請の中で現況を確認して修正するものは修正するというお話でしたが、インターネットの場合はどのように行うのですか。インターネットで予約する場合に、子どもの状況に変化があった時は、インターネットで登録した情報を利用者が変更することはできるのですか。

(練馬子ども家庭支援センター職員) 今のご質問ですが、利用の登録と利用の申請と2段階の手続きがあります。まず、利用の登録については、事前に施設で子どもの状況を見ながら、保護者が記載した書類を基に面談を行います。その時に、アレルギー情報など子どもを安全に預かるために必要な情報について、この段階で収集をします。その後、利用する時に、例えばアレルギー情報などは何か月か経過すれば変わる可能性がありますので、安全性を確保するために、利用の度に連絡票を書いていただきます。連絡票では、その時点でのアレルギー情報などを改めて記載していただくこととなりますので、この時に状況が変わっていれば、施設側で必要な変更処理をシステムで行うこととなります。

(委員) インターネットで利用の申込みができることにどんな利点があるのですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) インターネットを利用するのは予約をする時になります。これまでは、各施設に利用の申込みをしていましたが、今後は予約システムに一旦登録をすれば、どこの施設でも利用ができるようになります。

- (委員) 分かりました。
- (会長) 確認させていただきます。インターネット予約のメリットは、私の個人的な理解ですが、リアルタイムで空き情報が確認できると、申込みにわざわざ足を運ばなくても予約ができるという点を中心だと考えて良いですか。
- (練馬子ども家庭支援センター所長) そのとおりです。
- (会長) あと、資料「6 送受信する項目」にある個人情報については、予約が入った後で、区とデータセンターとの間で送受信するということが良いですか。そうすると、予約の時は区とデータセンターの間でこの情報のやり取りはなく、登録されている情報だということが良いですか。
- (練馬子ども家庭支援センター所長) 「6 送受信する項目」については、登録時の情報になります。利用の予約申込みをいただくと、区はどの方から申込みがあったのか確認ができます。
- (会長) これも個人的な解釈ですが、予約管理システムを導入するに際して、㈱内田洋行のデータセンターを使用するから、その後のやり取りも結果として送受信を行うことになるということが良いですか。
- (練馬子ども家庭支援センター所長) そのとおりです。
- (委員) 資料「6 送受信する項目」について、区が送信・受信する項目とありますので、ここで記載されているのは、資料3ページの専用回線で、区が㈱内田洋行とやり取りする項目ということですか。
- (練馬子ども家庭支援センター所長) そのとおりです。
- (委員) そうすると、利用者がインターネットを使用して利用する時に送受信する項目は、これらの項目とは異なると思いますが、どのような項目ですか。そして、その中に個人情報は含まれますか。
- (練馬子ども家庭支援センター所長) 区が利用する情報と区民の方が利用する情報は異なります。区民の方が利用する情報は、児童の氏名、年齢、性別、保護者氏名、住

所、連絡先、登録施設、確認事項になります。

(委員)

今の質問の趣旨は、専用回線を使用する区の場合と一般のインターネット回線を使用する区民とでは回線が異なるので、セキュリティのレベルに違いがあるのかということです。もう1つは、利用者とやり取りする情報は個人情報ですので、最低限の情報に留めるようにした方が、漏洩した際に被害が少ないと考えましたので、お聞きしたところでは、特に、今回は疾病や障害など非常にセンシティブな情報をデータセンターで管理することになるので、これらの情報はあまりやり取りされない方が安全面という点では良いのではないかと考えましたので、質問をさせていただきました。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

区民の方とやり取りする情報は、あくまでも予約をする際にご自身の情報を確認していただくための最低限度の内容であり、センシティブな情報は確認しません。アレルギー情報などは、利用当日に連絡票を用いて確認します。

(委員)

もう一度確認ですが、利用者がインターネットを利用して予約を申込み時には、具体的にどんな登録情報を確認しますか。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

実際に区民の方が施設の予約をする時には、自分のパスワードを用いて予約をします。その際、住所や児童氏名などを画面上で見て確認いただきます。

(委員)

パスワードは、区民の方が利用登録した際に付与されるのですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

そのとおりです。

(委員)

他にはどのようなものがありますか。利用者が登録の際に確認する個人情報の項目については、しっかりと確認させて下さい。～とか～とかではなく、具体的に「これとこれです」とはっきり答えていただくよう、お願いします。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

利用者が確認する情報は、児童氏名、児童生年月日、児童性別、保護者氏名、住所、連絡先、確認事項、登録施設です。また、世帯IDと仮パスワードを区民の方に通知します。

(委員)

世帯IDとパスワードは、登録の時ではなく、予約の申込み時に本人に通知されるのですか。それだと、利用者による確認ができないの

ではないかと思います。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

区民の方に事前登録の用紙を書いてもらい、職員がそれを入力し、内容を確認していただくのに合わせて、世帯IDとパスワードを付与します。

(委員)

事前登録の後ということですね。そうであれば、資料にしっかりと記載をしていただきたいと思います。

(情報公開課長)

申込みの際、予約をしたい時に入力するのは、登録の際に付与された世帯IDとパスワードとなります。

(委員)

先ほどの会長の質問に対する答弁がよく分かりませんでしたので、もう一度お聞きします。説明では、このシステムの導入後は、全ての利用予約をこのシステムで処理するのではなく、現行の方法と併存するということでした。そうすると、資料「2 現行の処理」の欄では「利用したい施設ごとに、利用申込書類を提出し、事前に面接を行う。」と書かれていますが、システムの導入により、事前登録は1回で済み、一度面接をすれば利用の予約をする際は、空いているところに申込みができるということで、インターネットを使える人には便利になると思います。しかし、そうでない人はこれまでどおり施設ごとに登録をしなければならないので、非常に不便で、また混乱が生じるおそれがあるかと思いますが、そういう理解で良いのか、再度説明をお願いします。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

乳幼児一時預かり事業の利用登録をしていただいた後では、どの施設でも利用することが可能になります。一回の登録で、A施設、B施設あるいはC施設のいずれの施設でも利用できるようになります。

(情報公開課長)

パソコンやスマートフォンを利用できない方が予約をする時は、従来どおり電話で空き状況の確認をしていただき、申込みをいただくこととなります。

(委員)

現在のやり方と新しいやり方との違いが不明確で、本当は表などにしていただけたらよかったです。要するに、システムの導入により事前登録の方法も変わるわけですね。一度登録をすれば全ての施設に利用予約の申込みができるようになり、そこはインターネットを使用して利用予約の申込みを行うか電話で空き状況を確認して利用予約の申込みを行うかにかかわらず、利用する人全てにとつ

て便利になるという理解で良いですね。

(情報公開課長) お話のとおりになります。

(委員) そうであれば、その旨を資料にもしっかりと記載していただかないと混乱してしまいます。

(委員) 今の話の関連ですが、資料「1 概要」では「システム内で利用者情報を一元管理することで、利用者はどこの施設でも一時預かりの利用が可能になる。」との記載がありますが、一方で、資料「2 現行の処理」では「利用したい施設ごとに、利用申込書類を提出し、事前に面接を行う。」とあります。そうすると、これは矛盾しているように思います。

(情報公開課長) 資料「2 現行の処理」は、このシステム導入前の現在の処理について記載したものです。

(委員) 先ほどの説明ではそのように聞こえませんでした。現行の処理は、「これからそうします」というような感じでご説明をされていたように思います。

(情報公開課長) 説明に行き違いがあり、申し訳ありません。資料「2 現行の処理」は、システム導入前の処理についての記載ですので、そういう趣旨でご理解をお願いします。

(委員) 確認と質問をさせていただきますが、システムサーバには資料「6 送受信する項目」に記載されている項目と利用履歴などが蓄積されていくという理解で良いですか。そうすると、その蓄積されていく情報は、どのくらいの期間システムサーバに保存されますか。例えば、半永久的にデータとして記録されるのでしょうか。ここに記録されるのは乳幼児のデータであり、この方たちには更に先の人生があって、子どもの時のセンシティブな情報を含むデータは、ある時期を区切って消去した方が良いというお考えはありますか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) 登録の有効期限は1年間になります。施設の利用がなくなった場合でも登録されたデータは残ります。残ったデータについては、一定期間保存されたのち消去されることになります。

(委員) ご説明の一定期間というのがどれくらいの期間なのかが定められていた方が良いのではないのでしょうか。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

基本的には3年間と考えています。

(委員)

今までの話で理解したところは、アナログ的な利用手続きは現行どおり残りますということと、そしてシステムを利用できる人は新たに使用できますということだと思います。今回システムが導入されますが、あくまで従来どおりの方法で利用したいという方から、私はアナログでやりますからシステムに登録しないで下さいという申出があった場合、利用者の方は選択ができるのでしょうか。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

利用者の管理については一元化することでシステムを構築しているので、これまでは施設ごとに登録を行っていましたが、システム導入後はシステムに登録することをご理解いただきたいと考えています。したがって、登録はしませんが施設を利用したいという申出に対応することは難しいです。

(委員)

よく分かりませんが、今までの登録の仕方でやっていた方が何故登録をしないと施設の利用ができないのですか。先ほどの説明ですとアナログ的な利用予約の方法は残るということでしたが、登録をしないとできないというのはどういうことですか。

(副会長)

私が説明を誤解しているのかもしれませんが、サービスを利用するための事前登録と実際にサービスを利用する時の予約申込みと、手続きが2重になっているという理解が必要ではないでしょうか。サービスを利用するかもしれないので、区に事前に利用登録をしますという部分については、今までとは異なり、どこかの施設で一度登録すれば、どこかの施設でも利用できるようになりますが、1回は紙ベースで登録をする必要があり、その際に入力する情報が資料「6 送受信する項目」で、区は全てサーバに入力します。そして、実際に利用するために予約を申込み時は、インターネットを使用して空いているところを予約するか、さもなければ紙ベースによる予約申請もできますという話ではないかと思います。ですので、説明とやり取りが混乱しているのは、事前にサービスを利用する可能性があるという区民が事前に利用登録をすることと、実際にそのサービスを使用する時に事前に利用予約をすることについて、きちんと分けて説明すればよかったのだと思います。

(総務部長)

副会長からのご指摘のとおりです。この子育てのひろばびよびよは、子どもを預かりますので、事前に預けたい子どもを登録してもらわなければなりません。そこでは、例えば年齢やアレルギー情報



など事前に登録が必要になります。今までは預ける施設が5つあったものですから、登録の部分については、5つの施設を利用したければ5つの施設で登録をしなければなりません。今回のシステムでは、いずれかの施設で行われた事前登録を、ぴよぴよや子ども家庭支援センターの職員が入力をし、事業者のサーバで管理しますが、事前登録は必要です。この点については、システムの導入前後で変更はありません。その後の利用予約の段階では、例えば、今までは空き状況を電話や施設に行き行って聞かなければなりませんでしたが、これからは、パソコンやスマートフォンで5つの施設について予約の空き状況が見られることになり、空いているところに申込みれば予約が完了します。パソコンやスマートフォンがない方については、これまでどおり電話で照会していただき、空いているかを確認してから予約をしていただくことになります。大部分の方がこのシステムの導入による恩恵を受けることができるのではないかと考えています。副会長のご指摘のとおり、事前に登録しなければならない部分については、システム導入の前後で変更はありませんが、事前登録については、5か所に行かなくても1か所で登録すれば良いということ、事前登録後の利用予約については、インターネットを利用して行えるようになるということ、これが今回のシステムの内容になります。

(委員)

お話いただいたルールについては理解しています。言い換えれば、今まで紙ベースで施設ごとに取り扱っていた個人情報を事業者のシステムサーバで管理しなければ利用ができませんということだと思います。今まではアナログしか使わない方法でも利用ができたのに、システムサーバで一括管理になることで、利用ができなくなるのはどうしてなのか。私自身は、子育て世帯なので、利便性が高まることには賛成ですが、中には今までどおりの取扱いが良いという方もいるかと思えます。この部分については選択の余地はないという解釈で良いですか。この事業は、登録情報を事業者のサーバに寄せなければならないという前提があるという理解で良いですか。

(情報公開課長)

そのとおりです。区民の方にはご理解をいただきたいと考えています。

(会長)

それは、間違いを生じさせないため、正確で効率的な情報管理をするために一元管理が望ましいということですか。また、別々の管理をすると効率が悪く、あるいは管理上のミスが出ないとも限らないということが良いですか。

(情報公開課長)

そのとおりです。紙台帳とシステムとが両方並立すると、予約の重複などがあり得ますので、一元管理を行いたいと考えています。

(委員)

関連して質問します。今複数の施設を利用している方はどの位いますか。施設ごとに申込みをされているということであれば、施設ごとに管理をされている状況だと思います。このシステムの導入にあたり、先ほど別の委員の話とも関連しますが、複数施設に同じ書類が残っていることになりませんが、これらの書類は先ほどの登録抹消の時期に合わせ破棄していくのでしょうか。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

現在の登録者は、一元管理をしないと正確な数字は出ませんが、概ね6千人程度だと考えています。その中に重複して登録されている方がどの位いるかは把握していません。これまでの登録書類については、先ほどの説明のとおり3年間保存し、その後破棄する考えです。

(委員)

私の質問の趣旨が正しく理解されていないようですので、再度確認します。1つは予約の申込みは2つの方法でやりますよという説明ですが、実は資料「2 現行の処理」が従来どおり紙ベースでやりたいと考えている方にとっても変わってくるわけですよ。事前登録の時に、今までは利用したい施設ごとに書類を出し、面接を受けなければならなかったのが、パソコン等を使用するしないにかかわらず、今度は1か所で登録をすれば済むようになりますと、私はそうすべきだと思いますが、先ほどの説明では事前登録は従前のとおりですとのことでしたので、変だと思ったので確認をさせて下さい。もう1つは、利用の予約申込みはパソコンなどでできれば便利で、大部分の方はそうだと思いますが、紙ベースでやりたい人は、現行だと予約する度に事前に施設に行き利用申込みを行うと資料に記載されているので、今までどおりこれでやって下さいということであれば、気の毒な話だと思いますが、本当にそうですかというのが質問の趣旨です。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

事前登録は、紙ベースでやり取りを行いますが、1か所の施設で登録をしていただければ、その際に世帯IDとパスワードをお渡ししますので、どの施設でも利用ができます。

(委員)

そこは区民の方にとって、今回のシステムを利用するしないにかかわらず、改善点であるわけですよ。

(練馬子ども家庭支

そのとおりです。今までは利用したい施設ごとに登録が必要でし

援センター所長) たが、今後はどこかの施設で1回登録すれば済みます。また、利用の際は、パソコンなどで自身の世帯IDでログインすることで予約をすることができるようになりますし、パソコンがなければ窓口や電話でも予約ができるようになります。

(委員) 資料には「予約する際は、事前に施設へ出向き、利用申込みを行う」と書いてありますが、これからは電話でもでき、この部分は改善されますという趣旨ですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) 今後はそのようになります。

(委員) そうであれば、そのように説明していただきたいと思います。

(副会長) やはり、いろいろと議論があるように、今後の資料の「1 概要」および「2 現行」については、少し書き換えたほうが良いかもしれません。「1 概要」の第2パラグラフにある「予約管理システム」と事前登録とは全然違う話であるので、事前登録の話と、予約を管理するための話とを明確に説明した方が良かったと思います。

(委員) 利用の予約について確認です。先ほどの説明では、インターネットを利用できる方とできない方と2つのケースがあって、インターネットを利用できる方であれば、最初に登録をした後は、インターネットを見てその場で予約ができるということでした。そして、先ほどからお話がでているインターネットを利用できない方はどうなるのかという話ですが、当初の説明では、これまでどおり電話で確認をした後に施設に申込みに行かなければならないというお話だと受け止めていましたが、今の説明ですと、やはり電話だけでも予約ができるようになるという内容でした。インターネットが利用できない方の予約方法について、もう一度説明をお願いします。

(練馬子ども家庭支援センター所長) インターネットを利用できない方については、電話での予約で済みます。

(委員) 分かりました。そうであれば、インターネットができる、できないにかかわらず、これからは、この予約の部分は負担が軽減されるということですね。

(会長) 電話で予約ができるというのは、インターネットを利用した方法とほぼ同じような形で利用予約ができるということで良いですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) 現行ではそれぞれの施設に出向いて予約手続きをしなければなりませんでしたが、この部分が電話で可能になります。

(会長) そこは便利になるということですね。その分情報は一元化されるので、漏洩のリスクは抽象的に考えれば大きくなりますが、それに対しては別途対応するということですね。

(委員) 電話で予約する場合に必要な情報は何か。

(練馬子ども家庭支援センター所長) 児童氏名、生年月日、住所で照会します。

(委員) 子どもの名前と生年月日と住所の3つを確認して合致すれば予約ができるということですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) そのとおりです。

(会長) 必要最小限の情報を受け付けて、あとはパソコン上の世帯IDで紐づけされている情報を引っ張り出して、各施設で確認するということが良いですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) そのとおりです。世帯IDを聞き、住所や名前を確認して本人確認します。

(委員) 恐らく、電話で予約する方は、世帯IDやパスワードを忘れてしまう方が多いかと思いますが、その場合は、名前、生年月日、住所、電話番号で確認するということが良いですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) ご質問の前提として、登録はしているが、パソコンやスマートフォンがない方が、利用する時に電話で申込み際に、どのようにするのかというご質問だと思いますが、その場合は、児童氏名、生年月日、保護者氏名などを聞き、本人確認を行うことになります。

(委員) 電話で利用予約をする際に、必要な情報を全て教えて下さい。

(練馬子ども家庭支援センター所長) 世帯ID、パスワードが分からない方からの電話での予約申込みの場合も同様に、先ほどお話ししたとおり、児童氏名、生年月日、児童性別、保護者氏名、住所、緊急の連絡先などを教えていただいて

本人の確認をします。

(委員) 分かりました。例えば、DV被害を受けている方の場合、その方の情報を聞き出そうとするような時もあると思います。1つの施設の中でのみ利用者の情報を管理している場合であれば、施設内での利用者情報の共有化が可能ですが、システムの導入により全ての施設で利用者情報が共有化されてしまうと、利用者情報が聞き出されてしまう可能性があると思います。DV被害者など取り扱いに注意が必要な利用者の情報は、例えば画面が赤く表示されるなど、システム上ではどのような注意喚起の仕組みが導入されていますか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) DV被害を受けているといった注意が必要な利用者の情報について、画面上で区別できるような仕組みは導入されていません。

(会長) 予約の時点で電話をした方の本人確認は必要だと思います。私が心配しているのは、なりすましで利用者の情報が聞き出されることですが、このようなことはできないようになっていませんか。例えば、「今日、ここの施設に子どもを預かってもらうことになっているが、間違いはないか調べて下さい」といった電話があった場合、その情報を施設が提供してしまうということはあってはならないことですから、そういうリスクはないということで良いですか。

(練馬子ども家庭支援センター所長) それはありません。

(会長) 電話をしてきた方に利用者の情報が提供されるということはないということですね。

(練馬子ども家庭支援センター所長) そのとおりです。

(委員) 改めてお聞きしますが、利用者が利用日時等を忘れてしまった場合などは、どのように確認ができますか。

(情報公開課長) 一般的な運用方法としては、住所、氏名などを聞き取って本人確認を行い、登録してある電話番号に連絡をして回答します。

(会長) 例えば、予約の際に受付番号は発行されないのですか。

(情報公開課長) それも忘れてしまう場合もあるかと思いますが、一般的な方法

を説明しました。いろいろなパターンが想定されますので、この部分は運用の中で、個人情報が漏れることのないよう、しっかり対処していきたいと考えています。

(委員)

IDとパスワードのことでお聞きします。資料2ページ目に「専用の端末装置を操作できるIDとパスワードを付与する」とありますが、個人情報の漏えいに関しては、パスワードの付与または権限を失った人のパスワードを適切に削除することが重要であると思います。例えば、職員が退職あるいは異動した時に、どのようなタイミングで職員IDやパスワードを削除または変更する制度になっているのか教えてください。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

職員の異動または退職に伴い、直ちに削除することになっています。

(委員)

その「直ちに」というところが非常に重要ですので、具体的に何日以内とか、何週間以内とかそういった決まりはありますか。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

職員IDやパスワードの付与については、区の職員に操作権限があるので、職員の異動や退職が発生したら直ちに行います。

(委員)

このびよびよの利用料金について、教えてください。

(練馬子ども家庭支援センター所長)

料金は、1単位は3時間として、0歳までは2,000円、1歳以上は1,500円となっています。

(会長)

私も良い制度だと思いますが、せっかくの良い制度でも何か間違いがあったりすると、区民の印象が悪くなってしまうので、くれぐれも適切な情報管理をして、導入してよかったねと言われるような制度を構築していただきたいと思います。

(委員)

システムからの情報漏えいについて心配されていますが、実際に漏えいがあった場合、どの程度の罰則が適用されるのか教えてください。

(情報公開課長)

区の個人情報保護条例の第37条では、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処すると規定されています。ただし、個々の案件について十分な精査のうえ、ケースバイケースで判断することになるかと思っています。

(会長) ㈱内田洋行との契約を解除するということが被害の実情に応じてあり得るという理解で良いですか。

(情報公開課長) そのとおりです。

(委員) 今の質問に関連して、資料「7 個人情報の保護」の欄に結合先が講じる保護措置が記載されていますが、㈱内田洋行が適切に管理しているかどうか、導入するシステムの画面から確認はできるのでしょうか。それとも、㈱内田洋行からの申出により区が事態を把握することになるのか教えて下さい。

(情報公開課長) ㈱内田洋行側の対応状況について、常時監視するというシステムにはなっていません。事故が発生した場合は、㈱内田洋行からの報告・連絡によって、㈱内田洋行への調査を行うのが通常の流れになります。

(委員) ㈱内田洋行側で発生した事故については、あくまでも受け身だということですね。分かりました。

(委員) ㈱内田洋行との契約の際に、個人情報の取扱いを委託する事業者に対しては、監査権に関する情報を契約条項に入れているかと思えます。特にセンシティブな情報を取り扱い、また6千人規模の情報を継続して扱うわけですから、年に1回とか数年に1回とかの監査機能のようなものが契約条項としてありますか。

(情報公開課長) 委託をする際に、事業者と受託情報の保護および管理に関する特記事項を契約の際に定めており、その中の1つに報告および立入検査という項目があります。事業者に報告を求めたり立入検査をすることもできますし、また区の監査に協力してもらうことにもなっています。

(委員) 契約書の写しなどは審議の資料として、この委員会に提出することにはなっていないのですか。

(情報公開課長) 必要に応じてということではありますが、今までの経過では、資料として提出することにはなっていません。

(委員) 全部ではなくても、監査、立入検査または契約解除の際の個人情報の取扱いなどがどのように契約書の中で決められているか確認するためには必要だと思います。

(情報公開課長)                   ただ今ご意見をいただいたので、今後改めて資料の出し方、説明の仕方について、今回の反省や確認も含めて対応を検討していきたいと思います。

(会長)                               定型的な契約の場合は、過去において出さないこともあったかと思いますが、資料として示されたことも時々あったかと思いますが、適宜判断していただければと思います。当たり前の話ですが、よほどの場合でない限り、預けた情報は返却してもらるか破棄するかあるいはその両方について条項として記載されていなければならないものであって、むしろそれらが無い契約をしていた場合は大変な問題だと思います。

(委員)                               もう一度確認しますが、個人情報については事業者のサーバから全て消したうえで返却する方法と、事業者のサーバからデータを消去するという方法と2つあるということで良いですか。

(情報政策課長)                   基本的には、契約が終了して次のシステムに移る時は、データを全て移していただくことになり、システムの運用が終了した時は、サーバにあるデータは全て消去していただくことになります。消去した際は、証明書を提出することになっています。

(会長)                               ご答弁いただいたようになってるのが当たり前で、万が一このようなことがなかったら、練馬区は何をしているのかという話になり、委員から質問があれば即座に答えることができるようにしていただかないと問題だということです。これは契約にあたっての定型的なことであり、当たり前のことですので、瞬間的に答えていただけるぐらいでなければ、問題だと思います。

(委員)                               この予約システムは、子育て世代にとっては、大変良いものだと思います。ただ、今までに色々な意見・要望がありましたが、それによって区が委縮されては困るので、どんどん推進していただきたいです。ただし、その際には個人情報の保護について、これまでの議論を踏まえうえて、子育て世代の要望に応えてもらいたいということです。

(会長)                               他にご意見・ご質問のある方はいますか。それでは、この電算結合についての諮問は、承認ということによろしいでしょうか。

(各委員)                               (異議なし)



- (会長) つぎに目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について、ご報告をお願いします。
- (商品券事業担当課長) ——— 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について 資料2に基づき説明 ———
- (会長) ただ今の説明について、何かご意見・ご質問のある方はいますか。
- (委員) 本人への発送事務は委託していますか。
- (商品券事業担当課長) 発送については外部委託しています。
- (委員) 外部委託した時に、中身は何を発送したかということを受託事業者は知っているし、リストも持っているということですね。終わったら、そのリストは廃棄されるのですか。
- (商品券事業担当課長) 委託作業後に廃棄をします。
- (委員) それは確認を取っていますか。
- (商品券事業担当課長) 確認を取っております。データの消去について、情報の廃棄の証明書を提出してもらっています。
- (会長) 他に質問はありますか。
- (委員) 資料の2ページに事例への追加として今回のものが追加されています。事業名はプレミアム商品券事業ですが、事例として追加されるのは、消費者への経済対策に関する業務となっており、その理由は今後同様の事業が発生した場合に対応できるようにという趣旨だと思います。参考としてお聞きしたいのは、過去にも地域振興券など同様の事業が2回ほどあったと思いますが、その際に審議会でのような議論をしたのでしょうか。過去の取扱いについて教えてください。
- (商品券事業担当課長) 平成27年度にもプレミアム付商品券が発行されています。平成26年に消費税が5%から8%に引き上げされた際に、消費が低迷したことを踏まえ翌年発行されたものです。ただ、その時は、プレミアム付商品券を購入できる方が、区内在住、在勤者ということで、希

望する方はどなたでも購入可能でした。また、その時の商品券は、練馬区が発行したものではなく、練馬区商店街振興組合連合会が発行し、練馬区は発行に対する補助金を交付しました。したがって、今回は対象者が限定されるということはありませんでしたので、対象者を抽出するという作業がありませんでした。

(会長)

今回は、商品券そのものを送るわけではなく、引換券を送り、それを使用するかどうかは受け取った方の自由ということになるのでしょうか。

(商品券事業担当課長)

そのとおりです。こちらから送付するのはあくまで引換券で、購入を希望する方は、郵便局などの販売窓口に行き、購入する流れになります。

(委員)

購入者から譲られた商品券は、使用できますか。

(商品券事業担当課長)

今回は購入対象者が限定されていて、第三者への転売、譲渡はできないこととされています。

(委員)

この商品券の1枚あたりの単位はいくらですか。使用額が額面を下回る場合はおつりが出ないということが良いですか。

(商品券事業担当課長)

券面は500円です。使用した際は、おつりは出ませんので、原則500円以上の買い物をする際にご利用いただくことになります。

(会長)

他に何かご質問はありますか。それでは、審議会事前一括承認基準への事例の追加については、承認でよろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

(会長)

事務局から連絡事項はありますか。

(情報公開課長)

次回の審議会は、11月中旬から下旬の開催予定です。日時が決まりましたら、改めて連絡します。

(会長)

以上で本日の審議会を終了します。お疲れさまでした。